令和8年第8回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和8年8月25日(火)
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター　第一会議室
開　　会	令和8年8月25日　　午後2時43分
閉　　会	令和8年8月25日　　午後3時13分
議　　長	大塚　明夫

委員応召並びに出席状況

	議席番号	委員氏名	出席状況		委員氏名	出席状況	委員氏名	出席状況
農業委員	1	新井　勉	出席	農地利用最適化推進委員	秋山　和生	出席	新井　正芳	出席
	2	林　繁雄	出席		小川　一彦	出席	清水　実	出席
	3	林　信夫	出席		上谷　一海	出席	馬場　毅	出席
	4	大塚　明夫	出席		鯨井　文雄	出席	新井　秀樹	欠席
	5	寺山　佳宏	出席		金子　昇	出席	関塚　正己	出席
	6	尾澤　利彦	出席		松村　洋充	出席	飯野　博文	出席
	7	武井　正夫	出席		加村　純男	出席	石川　保男	出席
	8	秋池　功	出席		塚越　秀夫	出席	江原　浩昭	出席
	9	野本　雅一	出席		福島　政則	出席	吉田　和好	出席
	10	荒井　広志	欠席		椎林　幹夫	出席		
	11	伊藤　政士	出席		西崎　照男	出席		
	12	小林　紀之	欠席		桐敷　光朗	欠席		
	13	保科　美那子	出席		細井　悟	出席		

議事録署名人	寺山　佳宏　・　尾澤　利彦
議事参与	藤村　弥　・　小田嶋　愛
書　　記	

会議事件名

議案第32号　　農地法第３条の規定に関する件

議案第33号　　農地法第５条の規定による転用許可申請

議案第34号　　相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

	顛末 令和８年８月２５日 開会　午後２時４３分
【議長】	これより、令和８年第８回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員１３名中、１１名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	訂正はございません。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号５番　寺山　佳宏　委員・番号６番　尾澤　利彦　委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第３２号　農地法第３条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３２号　農地法第３条の規定に関する件 所有権の移転　１件　２筆 番号３５ 受人は水稲を中心とした農業経営を行っております。渡人が高齢となり農業経営を行うことが難しくなったため、桶川市で農業経営を行っている甥へ本申請地を譲ることとなり、本申請を行うものです。申請地における農地の貸借はありません。また、受人が現在桶川市で保有している農地はすべて耕作されております。受人本人とその世帯員の農作業従事日数は６００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は、桶川市で受人が所有する農地と合わせて１８２．６１アールとなります。申請地は受人の自宅から約２km の距離であり、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井　勉農業委員】	番号３５について報告いたします。受人は水稲を中心とした農業経営を行っており、経営規模拡大を図るため申請地を譲り受けるとのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、労働力や栽培技術の保有状況から、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【小川一彦推進委員】	番号３５について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３２号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３２号について原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第３３号　農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３３号　農地法第５条の規定による転用許可申請 使用貸借権の設定　４件　２０筆 番号２９ 受人は、現在、熊谷市内の借家に家族３人で暮らしています。子供が生まれ手

	狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、妻の実家近くの本申請地を渡人である父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、本申請にあたり分筆した残りの農地については、渡人が継続して耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林　信夫農業委員】	番号２９について報告いたします。申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅等の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当すると判断できます。そして、実家の近くで子育てをしたいという転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井　悟推進委員】	番号２９について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、雨水、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号３０についての内容説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】	番号３０ 受人は、現在、狭山市内の借家に夫婦２人で暮らしています。手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、妻の実家近くの本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、本申請にあたり分筆した残りの農地については、渡人が継続して保全管理を行うとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士農業委員】	番号３０について報告いたします。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。そして、実家の近くで家族と協力して生活したいという転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫推進委員】	番号３０について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、雨水、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後に、道路側溝へ放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）

【議長】	質問がございませんので、次に番号３１の内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号３１ 受人は、現在、熊谷市内の借家に家族３人で暮らしています。子どもが生まれ手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、実家近くの本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和８年２月２６日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【野本 雅一農業委員】	番号３１について報告いたします。申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅等の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当すると判断できます。そして、実家の近くで子育てをしたいという転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【石川 保男推進委員】	番号３１について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、雨水、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については本下水道管に接続しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）

【議長】	質問がございませんので、次に番号３２についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	本申請は、盛土による農地改良の工事期間中における一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、所有者及び耕作者の依頼に基づいた耕作条件の改善を目的とした申請です。工事の概要としましては、搬入土により耕作面を嵩上げする計画であり、既存の耕作土と搬入土とを天地返しを施工する内容となっております。工事期間は９ヵ月間となります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦農業委員】	番号３２について報告いたします。申請地は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に指定されている農地です。しかしながら、本申請は農地改良の工事期間である９ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書も添付されております。また、耕作者に違反はなく、工事完了後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ、周辺に与える影響もないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【清水　実推進委員】	番号３２について報告いたします。本申請では、隣接する道路や水路、農地との境界の間に平場や素掘側溝を設置することで、雨水や土砂の流出を防止します。また、農地改良工事が完了した後は、農業法人及び地域農業の担い手が農地を借り受け、麦を作付する計画となっております。このため、周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、担い手へ農地の集積・集約化も推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【林　繁雄農業委員】	農地改良後はどういう方が耕作をされる予定なのでしょうか。

【事務局】	今回の農地改良後は、農業法人と地域の担い手の方が耕作される予定です。 農業法人が耕作する部分と地域の担い手の農家の方が耕作される部分に分かれております。
【議長】	その他にご質問がある方はいらっしゃいませんか。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３３号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３３号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第３４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号１ 本申請は、新たに農地を相続した相続人が相続税の納税猶予の制度を利用するにあたり、農業経営を継続できる者として適格であるかという証明願いが提出されたものです。判断基準としましては、既に農業経営を開始している相続人の農地の利用状況を確認することにより、農業経営を継続できる者であるかを判断するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【保科 美那子農業委員】	番号１について報告いたします。この件につきまして、審査対象となる農地はすべて適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、相続税の納税猶予に関する適格者と判断し

	てよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号２ 本申請につきましても、新たに農地を相続した相続人が相続税の納税猶予の制度を利用するにあたり、農業経営を継続できる者として適格であるかという証明願いが提出されたものです。判断基準としましては、既に農業経営を開始している相続人の農地の利用状況を確認することにより、農業経営を継続できる者であるかを判断するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士農業委員】	番号２について報告いたします。この件につきまして、審査対象となる農地はすべて適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、相続税の納税猶予に関する適格者と判断してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３４号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）

【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３４号は原案のとおり承認いたします。 続きまして、会長専決規程第３条による専決事項を報告いたします。 令和８年７月１１日～令和８年８月１０日受付分 農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出 １件　１筆　１０５.００㎡ 農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出 所有権の移転　１４件　２４筆　５，１６６．０２㎡ 農業用倉庫に係る届出書　２件　２筆　２９３．００㎡ 合計届出件数　１７件　２７筆　５，５６４．０２㎡ これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございますか。
【一同】	（特になし）
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【秋池　功農業委員】	熊本地震災害募金について
【一同】	（特になし）
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について（進捗報告） ・令和８年度農地パトロールの実施について ・令和８年度農地利用最適化活動活性化研修会について（お礼） ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について
【議長】	これをもちまして、令和８年第８回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和８年９月２５日（金）午後２時００分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。 閉会　午後３時１３分